

別表6 許可基準

建築物	配置	原則として、通りに面する建築物は、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。	
	構造	原則、木造とする。ただし、用途や防災上の理由等により、やむを得ず木造以外の構造とする場合は、歴史的風致を損なわない形態及び外部意匠とする。	
	規模	歴史的風致を損なわないものとする。	
	階数・高さ	原則、地上2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した棟高とする。	
	屋根	形式	原則、2方向以上の傾斜屋根とする。
		材料	原則、金属板葺、日本瓦葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	下屋	形式	歴史的風致を損なわないものとする。
		材料	原則、金属板葺、日本瓦葺とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁及び開口部	玄関	表通りに面する建物では、原則、通りに面して開き、引き戸とする。
		玄関以外の開口部	歴史的風致を損なわないものとする。
外壁		歴史的風致を損なわないものとする。	
色彩	周囲の伝統的建造物に調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。		
工作物	門、塀、水路	歴史的風致を損なわないものとする。	
	その他の工作物	歴史的風致を損なわないものとする。	
屋外広告物	自家用看板とし、歴史的風致を損なわない位置、規模、形状、素材、意匠、色彩とする。		
建築設備	原則、公共の用に供する場所から望見できない配置、形状とする。ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する色彩や囲い等を施し、外観上目立たないようにする。		
駐車場・空地	通り側には町並みの一体性、連続性を損なわないよう工作物等を設け、歴史的風致を損なわないものとする。		
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		
樹木の伐採・植栽	伐採、植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取	採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		

※市長が特に必要と認め、上記の基準に依りたい場合は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。